

令和2年度 LED防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼を申しあげます。

令和2年度も引き続き、電柱及び鋼管ポールへのLED防犯灯の整備を行ってまいりますので御協力をお願いします。

1 令和2年度のLED防犯灯の整備予定数について

- (1) 電柱へのLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・（約300灯）
- (2) 鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・（約36灯）

2 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和2年5月29日(金)までに**
各区役所地域振興課に御提出ください。

3 申請場所の選定について

申請場所は、「横浜市防犯灯設置基準」に基づいて選定してください。

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 鋼管ポールLED防犯灯の申請は、設置できる電柱がない等の理由により、やむを得ない場合となります。

※ 裏面の「横浜市防犯灯設置基準」（抜粋）を参考としてください。

4 その他の注意点について

- (1) 申請場所が「横浜市防犯灯設置基準」を満たしていても、次の場合は、設置することができません。
 - ・ 鋼管ポールLED防犯灯については、設置する場所の地下に下水管や水道管、ガス管などの地下埋設物や擁壁の基礎などがある場合
 - ・ 防犯灯に電気を供給できる電源が遠い場合 など
- (2) 申請場所を選定する際には、近隣にお住いの方や土地を利用している方々に周知を行ってください。特に、鋼管ポールLED防犯灯は、基礎工事等が必要で場所の変更が容易にできませんので、御理解ください。

＜横浜市防犯灯設置基準＞（抜粋）

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

皆様からの全ての要望にお応えすることができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願いいたします。

この事業は、令和 2 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

5 LED防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、自治会町内会の皆様に行っていただきます。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記の連絡先までご連絡ください。**

旭区地域振興課 電話045-954-6091

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。

※下記の図参照）

②電柱番号（電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください）



③住所及び目標物

④不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等）

⑤不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレートまたは銀色のシールが付いています。</p> 
<p>碓子区 09 452</p> <p>Y 瀬谷区 T 555</p>	<p>プレートタイプ</p> <p>Y 鶴見区 AP 1234</p> <p>シールタイプ</p> <p>旭区H 10 9008</p>

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンターに御連絡ください。

東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

LED防犯灯の寄附制度について

～自治会町内会でLED防犯灯を独自に電柱へ設置する際に御検討ください～

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続を行った防犯灯は、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。

寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

市民局地域防犯支援課

来課される際は必ず事前に御連絡をお願いします。

電話：045-671-3709



担当：市民局地域防犯支援課

電話：671-3709

FAX：664-0734